

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年9月まで

国民年金保険料については、過去の未納分をまとめて納付するなどにより、すべて納付済みであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和45年1月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和44年9月から45年3月までの7か月、45年4月から46年3月までのうちの9か月及び46年4月から47年11月までの1年8か月の国民年金保険料について、第2回の特例納付により納付している（44年9月から同年12月までの保険料については、厚生年金保険加入期間との重複により還付済み）ことが確認できるところ、当該特例納付の時点において、申立期間の10か月についてだけ特例納付や過年度納付等を行わなかったと考えるのは不自然であることから、同時点において、申立期間は納付済みとなっていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

夫婦共に、老後のことを考えて、国民年金保険料の納付免除期間について、すべて追納したにもかかわらず、申立期間が納付免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳（マイクロフィルム）及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者カードにより、申立人は、国民年金保険料の納付免除を受けていた昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月までの期間のうち、申立期間を除く 39 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料について、年度ごとに計画的に追納していることが確認できることから、納付免除期間のすべてについて追納しようとしていたことがうかがえ、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間は1年と短期間である上、申立人は、20 歳から 60 歳までの期間について、申立期間及び2か月の厚生年金保険被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、上述のとおり、納付免除期間のすべてについて追納しようとしていたことがうかがえることを考え合わせると、申立期間の保険料だけを追納しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

夫婦共に、老後のことを考えて、国民年金保険料の納付免除期間について、すべて追納したにもかかわらず、申立期間が納付免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳（マイクロフィルム）及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者カードにより、申立人は、申立期間の直前である昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を追納していることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では当該記録が漏れていたことから、平成 20 年 12 月 26 日に、申立人の同期間の記録が納付免除から追納済みに訂正されたことが確認できる。

また、申立期間は1年と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年2月は19万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は24万円、同年11月は19万円、同年12月は18万円、14年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は19万円、同年7月から同年10月までは24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は20万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月から16年3月までは28万円、同年9月から17年10月までは30万円、同年11月から19年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月26日から19年4月1日まで

平成13年1月にA社に入社して以来、19年3月末に退職するまで、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を給与から控除されていたので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社の経理事務を受託していた会計事務所が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人の保管する給与支払明細書により、申立期間のうち、平成13年2月から16年3月までの期間及び同年9月から18年11月までの期間について

は、申立人の給与から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

また、申立期間のうち、平成18年12月から19年3月までの期間については、源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払明細書の提出が無いところ、申立人の18年2月から同年11月までの給与支給額は、定額（30万円）であり、保険料控除額も定額（標準報酬月額26万円に基づく控除額）であることが確認できる上、18年12月以降に、申立人の給与月額が変更された事情も確認できないことから、当該期間においても、給与支給額は引き続き30万円であり、保険料控除額も引き続き標準報酬月額26万円に基づく保険料であったものと推認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、当該源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額から、平成13年2月は19万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月は18万円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は24万円、同年11月は19万円、同年12月は18万円、14年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は19万円、同年7月から同年10月までは24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は20万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月から16年3月までは28万円、同年9月から17年10月までは30万円、同年11月から19年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収簿兼賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、申立期間のうち、平成13年1月及び16年4月から同年8月までの期間を除き、長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収簿兼賃金台帳等において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年1月については、当該源泉徴収簿兼賃金

台帳及び給与支給明細書において、当該月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成16年4月から同年8月までの期間については、当該源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払明細書において確認できる保険料控除額を基に算出した標準報酬月額、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年1月及び16年4月から同年8月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の農林漁業団体職員共済組合に係る組合員記録は、資格取得日が昭和49年3月1日、資格喪失日が平成14年4月1日とされ、当該期間のうち、昭和49年3月1日から51年4月1日までの期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、年金額の計算の基礎となる組合員期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を49年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を49年3月から50年7月までは4万8,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月1日から51年4月1日まで

農林年金から年金加入期間証明を取り寄せたところ、「時効期間消滅有」の表示があった。さらに照会したところ、資格取得届出が遅延したため、年金給付に結びつかない期間があることが分かった。私は昭和49年3月1日からA農業協同組合に勤務しているが、勤務開始直後から保険料（長期共済掛金）が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA農業協同組合における農林漁業団体職員共済組合の組合員資格取得日については、当該事業所から提出された「組合員資格新規取得届」（昭和53年5月10日付け）により、49年3月1日とされているものの、申立期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A農業協同組合に昭和49年3月1日から継続して勤務し、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の共済組合掛金控除額から、昭和49年3月から50年7月までは4万8,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、A農業協同組合は、上記「組合員資格新規取得届」（昭和53年5月10日付け）により、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、掛金を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人の組合員資格取得に係る届出を行っていることから、同共済組合は、申立人に係る49年3月から51年3月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の農林漁業団体職員共済組合に係る組合員記録は、資格取得日が昭和49年4月1日、資格喪失日が平成14年4月1日とされ、当該期間のうち、昭和49年4月1日から51年4月1日までの期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、年金額の計算の基礎となる組合員期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を49年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を49年4月から50年7月までは4万8,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から51年4月1日まで

農林年金から年金加入期間証明を取り寄せたところ、「時効期間消滅有」の表示があった。さらに照会したところ、資格取得届出が遅延したため、年金給付に結びつかない期間があることが分かった。私は昭和49年4月1日からA農業協同組合に勤務しているが、勤務開始直後から保険料（長期共済掛金）が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA農業協同組合における農林漁業団体職員共済組合の組合員資格取得日については、当該事業所から提出された「組合員資格新規取得届」（昭和53年5月10日付け）により、49年4月1日とされているものの、申立期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A農業協同組合に昭和49年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の共済組合掛金控除額から、昭和49年4月から50年7月までは4万8,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、A農業協同組合は、上記「組合員資格新規取得届」（昭和53年5月10日付け）により、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、掛金を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人の組合員資格取得に係る届出を行っていることから、同共済組合は、申立人に係る49年4月から51年3月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の農林漁業団体職員共済組合に係る組合員記録は、資格取得日が昭和49年3月1日、資格喪失日が平成14年4月1日とされ、当該期間のうち、昭和49年3月1日から51年4月1日までの期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、年金額の計算の基礎となる組合員期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を49年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を49年3月から50年7月までは4万5,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月1日から51年4月1日まで

農林年金から年金加入期間証明を取り寄せたところ、「時効期間消滅有」の表示があった。さらに照会したところ、資格取得届出が遅延したため、年金給付に結びつかない期間があることが分かった。私は昭和49年3月1日からA農業協同組合に勤務しているが、勤務開始直後から保険料（長期共済掛金）が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA農業協同組合における農林漁業団体職員共済組合の組合員資格取得日については、当該事業所から提出された「組合員資格新規取得届」（昭和53年5月10日付け）により、49年3月1日とされているものの、申立期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A農業協同組合に昭和49年3月1日から継続して勤務し、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の共済組合掛金控除額から、昭和49年3月から50年7月までは4万5,000円、同年8月から51年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、A農業協同組合は、上記「組合員資格新規取得届」（昭和53年5月10日付け）により、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、掛金を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人の組合員資格取得に係る届出を行っていることから、同共済組合は、申立人に係る49年3月から51年3月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成13年6月から同年9月までは53万円、同年10月から16年1月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から16年2月2日まで

申立期間について、標準報酬月額が約50万円から9万8,000円に引き下げられているが、私はA社における取締役ではあったものの、兼務役員の身分であり、さかのぼって記録が訂正されたことについて何も知らなかった。申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成13年6月から同年9月までは53万円、同年10月から16年1月までは56万円と記録されていたところ、15年5月27日付けで、13年6月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できるとともに、15年10月9日付けで、申立人に係る同年9月1日付けの報酬月額算定基礎届を取り消し、9万8,000円に引き下げられていることも確認できる。

また、代表取締役2名及び同僚の取締役3名についても、オンライン記録によると、申立人と同様に平成15年5月27日又は同年10月9日付けで、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において取締役の立場であった申立人は、「自分は兼務役員にすぎず、標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかった。」と証言しているところ、申立人は申立期間において雇用保険に加入している上、当該事業所において社会保険事務担当であった元取締役は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するた

めに、さかのぼって申立人の標準報酬月額を引き下げた。申立人は兼務役員であり、標準報酬月額を引き下げることに何れも知らなかったはずである。」と証言していることから、申立人が社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年6月から同年9月までは53万円に、同年10月から16年1月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの期間、62 年 10 月、平成元年 2 月、3 年 3 月、同年 5 月、4 年 3 月、6 年 1 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 62 年 10 月
③ 平成元年 2 月
④ 平成 3 年 3 月
⑤ 平成 3 年 5 月
⑥ 平成 4 年 3 月
⑦ 平成 6 年 1 月
⑧ 平成 6 年 6 月

申立期間当時の国民年金保険料については、自分で経営していた店に集金人が来ており、1 か月も欠けることなく納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているが、申立期間当時申立人が居住していた市では、昭和 53 年度末をもって集金人制度を廃止し、それ以降は、納付書による納付又は口座振替による納付に限られていたことが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、昭和 63 年 8 月から平成 7 年 3 月までの申立人名義の銀行口座の記録を見ると、申立期間③から⑧までの 6 か月分を除く国民年金保険料について、口座振替により納付されていることが確認できるとともに、申立期間③から⑧までの 6 か月分については、それぞれ残高不足により引き落としがされていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時申立人が居住していた市では、「口座振替について、

残高不足等で引き落としができなかった場合には、再引き落としはせず、該当月分の納付書を送付していた。」としているが、申立人は、「納付書が送られてきたかどうか覚えていない。」としており、納付状況が不明である。

加えて、申立期間は8回に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 583 (事案 281 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 27 日から 34 年 9 月 27 日まで
② 昭和 34 年 12 月 8 日から 35 年 10 月 12 日まで
③ 平成 12 年 10 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②について、脱退手当金の支給済記録を訂正してほしいと申し立てたが非あつせんとされた。

また、B社に勤務した申立期間③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが非あつせんとされた。

委員会の決定について納得がいかないので、再審議を求める。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回、非あつせんの通知を受けたが、その決定にどうしても納得がいかない。新しい資料などは無いが、脱退手当金を請求していないし、受け取った記憶も無いので再度審議してほしい。」と主張するが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間③に係る申立てについては、申立てに係る事業所が退職月を厚生年金保険の被保険者期間としないように取り扱っていたことがうかがえること、雇用保険の記録による申立人の離職日及び中小企業退職金共済事業本部が保管している申立人に係る退職金請求書の退職年月日がいずれも月末よりも前の日付であることが確認できること、申立人が当該期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回、非あつせんの通知を受けたが、その決定にどうしても納得がいかない。新しい資料などは無いが、申立期間③は申立てに係る事業所に勤務していたので、再度審議して、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 7 月 21 日まで
A社の設立当初から取締役を務め、平成 10 年 7 月に退社した。9 年 5 月に標準報酬月額が、30 万円に引き下げられたことは承知していたが、同年 11 月に 9 万 8,000 円に引き下げられたことは承知していなかった。申立期間について、標準報酬月額を 30 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同じく A 社の取締役であった者は、「売上高の減少等による役員報酬の減額に伴い、平成 9 年 11 月に標準報酬月額が、30 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられた。変更後の厚生年金保険料については、9 万 8,000 円に基づく金額が役員報酬から控除されていた。」と証言している。

また、オンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していた申立人以外の取締役 3 名についても、申立人と同様に平成 9 年 11 月 14 日付けで、同年 11 月の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できることから、申立人の記録に限った不自然な状況はうかがえない。

さらに、B 健康保険組合から提出された回答書では、申立人に係る健康保険の標準報酬月額が、平成 9 年 11 月に 9 万 8,000 円に改定されたとしており、オンライン記録と一致していることが認められる。

加えて、当該事業所は既に廃業となっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。